

## 別紙第6

## 避難生活段階の計画

要旨	<p>避難先において、避難住民等の救援を受け、必要に応じ避難先地域等との連絡調整を行います。</p> <p>県外避難の場合は、避難先の都道府県の救援を受けますが、県内避難の場合は、県と避難先市町村の救援を受けます。</p> <p>また、安否情報を速やかに収集、整理、提供します。</p> <p>避難生活は、当時の状況及び避難先地域の国民保護措置によるところが大きいいため、この段階については、大綱を計画します。</p>
----	---

## 関連する計画

若桜町	避難所開設・運営マニュアル、福祉避難所開設・運営マニュアル
-----	-------------------------------

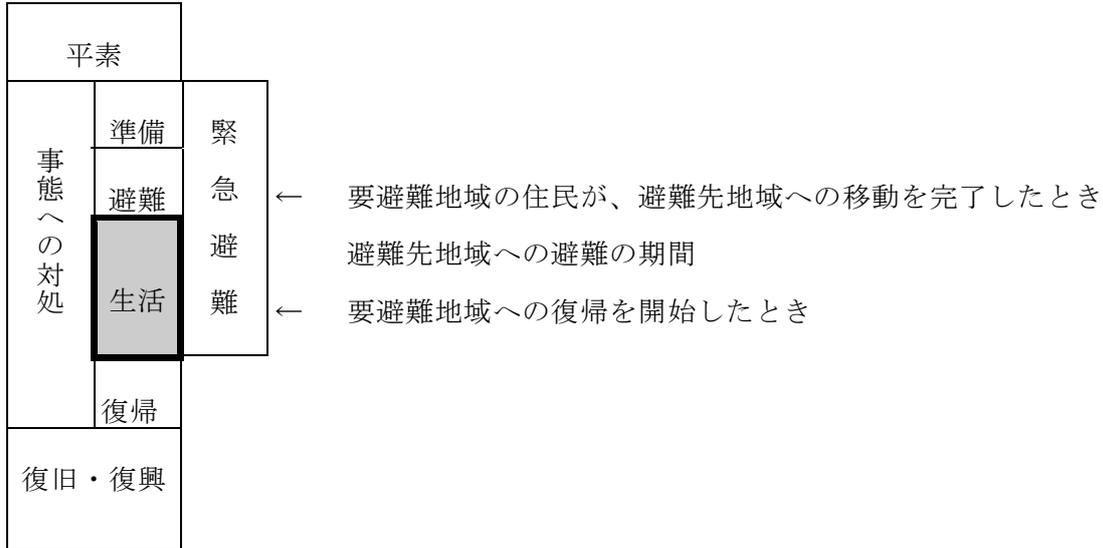
## 避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
救援なし ・ 救援を実施する避難先市町村との連絡調整 武力攻撃災害対処なし ・ 避難中の対処のみ 国民生活安定措置なし ・ 救援を実施する避難先市町村との連絡調整	大規模救援 ・ 避難住民等は多数。他市町村からの応援あり 大規模武力攻撃災害対処 ・ 町内の災害対処等 大規模国民生活安定措置 ・ 町内の価格安定、ライフライン確保等	小規模救援 ・ 避難住民等は少数。他市町村からの応援はなし 小規模武力攻撃災害対処 ・ 被災地域の災害対処等 小規模国民生活安定措置 ・ 避難先市町村の価格安定等

## 1 状況

### (1) 期間

#### ア 対象期間



#### イ この期間に予想される状況と留意点

避難住民等は避難先地域で避難生活を送り、県又は避難先都道府県と避難先市町村等が協力して避難住民等の救援を行うこととされています。

危険性、緊急性は避難の期間等に比べやや落ち着き、武力攻撃災害発生の可能性も低下しますが、避難の長期化も予想されることから、的確かつ迅速な救援が最重要となります。

このため、救援を受ける町は、県又は避難先道府県、避難先市町村との適時適切な連絡調整に努めます。

### (2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

## 2 構想

### (1) 活動方針

町は、県又は避難先都道府県、避難先市町村等が実施する避難住民等の救援に対する協力、連絡調整を行います。

この際、住民ニーズの把握と住民への情報の提供を重視します。

### (2) 実施要領

#### ア 情報の的確かつ迅速な収集、伝達及び住民への提供

避難住民等の救援に必要な情報等について、的確かつ迅速な収集及び県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体への伝達を行うとともに、適時適切に避難住民等へ提供します。

#### イ 実施体制の移行

町及び町国民保護対策本部は、避難先市町村へ移転し、避難住民の誘導の体制から避難住民等の受援の体制へ移行します。

#### ウ 受援の実施

町は、県又は避難先県、避難先市町村等及び関係機関・団体に対し、避難住民等に対する救援に係る連絡調整や要請を実施します。

#### エ 住民生活の安定確保

避難住民等の生活に混乱が発生、拡大しないよう、生活情報、安全情報などを提供します。

### 3 町の役割

機 関 名	内 容
町	1 受援に関する避難先地域との連絡調整 2 その他通常の町業務 3 その他若桜町長の命ずる事項又は対策本部長の求める事項 ※ 要避難地域の規模が小さく、受援と同時に救援を行う場合は、別紙第9「避難受入段階の計画」に準じて、避難生活と避難受入を併せて行います。

### 4 活動要領

#### (1) 情報

##### ア 受援に係る情報の把握、連絡調整など

町（総務課）は、避難住民等の状況などに係る情報を把握し、的確かつ迅速に県又は避難先県、避難先市町村等と連絡調整を行います。

##### イ 安否情報の収集、整理、提供、報告（法 94、95、96）

町（町民福祉課）は、避難先市町村と協力して避難住民等の安否情報を収集・整理し、個人情報保護に留意しつつ避難先市町村等に提供します。

#### (2) 実施体制

##### ア 受援体制への移行

町（総務課）は、住民が避難先地域への移動を完了したときは、避難住民の誘導體制から避難住民等の救援に係る受援体制へ移行し、避難先地域の仮庁舎等での業務を開始します。

##### イ 関係機関の救援体制

町（総務課）は、避難住民等の円滑な受援等を確保するため、県又は避難先県、避難先市町村、関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有化、活動の連携を図るとともに、必要に応じ県等に対し要請を行います。

##### ウ 町（総務課）は、武力攻撃災害の発生等により事務を行うことができなくなったときは、県により国民保護措置の事務を代行を受けることとされています。（法 14）

#### (3) 受給

町（町民福祉課）は、県又は避難先県、避難先市町村等が行う補給について、避難住民等に必要な救援を的確に把握し、受給必要量、配分等に係る連絡調整を実施します。特に食品、給水、医療等、当初から必要な物資、役務については迅速に状況等を連絡し、先行的に確保に努めます。

このため、避難所ごとの避難住民等の人数、状況等の最新情報を常に把握します。

#### (4) 運送

町（ふるさと創生課）は避難生活の間において、県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する運送に係る連絡調整を行います。

#### (5) 衛生

町（町民福祉課）は、避難住民等の健康管理、避難所の衛生維持に注意し、県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等が実施する衛生業務について、避難住民等に係る情報提供、受援に係る連絡調整、要請等を実施します。

## (6) 施設

町（町民福祉課、農林建設課）は、避難所、臨時医療施設等の建設、維持管理等について、県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等に対し、情報の提供、連絡調整、要請等を実施します。

また、避難先市町村の協力を得て町役場仮庁舎などを設置・維持するとともに、その他の町有施設については必要に応じ代替施設の確保等必要な対応を実施します。

## (7) 人に関すること

## ア 職員の配置変更など

町（総務課）は、役場仮庁舎で町業務を行うほか、避難所等に職員を派遣、巡回させ、避難住民等の状況を把握するとともに、情報提供、相談等に当たります。

## イ 埋葬、火葬、遺体の取扱い

町（町民福祉課）は、搬送した遺体等について避難先市町村等に引き継ぎ、埋葬、火葬などに係る連絡調整を行います。

## (8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

## ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

避難準備段階に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

## イ 武力攻撃災害対処

## (ア) 武力攻撃災害への対処

避難生活中に武力攻撃災害が発生した場合は、速やかに、別紙第3「緊急避難段階の計画」に準じて対処します。

## (イ) 緊急通報と退避の指示

a 避難生活中に武力攻撃災害の兆候通報等があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合は、速やかに、第2章「国民保護措置の概要」に準じて緊急通報を発令します。

b 避難生活中に住民を守るため、必要があると認めるときは、速やかに、第2章「国民保護措置の概要」に準じて退避を指示します。

## (ロ) 緊急消防援助隊・県内消防応援隊の要請、受入

避難生活中に武力攻撃災害が発生し、必要と認める場合は、速やかに緊急消防援助隊・県内消防応援隊の要請、受入を実施します。

## (9) 国民生活の安定に関する措置

町は、避難所に係るライフラインの提供、維持及び避難所周辺の防犯などについて県又は避難先都道府県、避難先市町村、関係機関・団体等への連絡調整、要請等を行います。

また、国、県等が実施する国民生活安定措置について避難住民等に周知し、適切な対応を呼びかけます。

## (10) 広報、広聴活動

町（総務課）は、避難所等に対する職員派遣、広報資料の作成、掲示、配付等により、避難住民等に対して、生活関連情報、安否情報等の各種情報を提供するとともに、広報、広聴活動について県、避難先市町村などと連絡調整、要請等を行います。

## 5 その他

## (1) 応急教育

町（教育委員会）は、県又は避難先県、避難先市町村等と、避難児童生徒の応急教育について連絡調整、要請を行うとともに、避難教員等により避難先市町村の実施する応急教育に協力します。

(2) 応急保育

町（町民福祉課）は、「(1) 応急教育」に準じて、わかさこども園の応急保育に係る連絡調整等を実施します。

(3) 文化財の保護

町（教育委員会）は、搬出した町指定文化財等について、県又は避難先県、避難先市町村と協力して適切に保管、管理します。